

バス優待乗車証等を郵送でお届けします

※敬老優待の券が大きく変わります！

- 敬老優待乗車証等は、今年度から
 - ① おのみちバス優待乗車証 か、② 尾道市敬老優待共通券 のいずれかの選択に変更します。
- 障害のある人の優待乗車証は変更ありません。高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券を交付します。
- 郵送先 住民登録されている住所のみ
- 対象・手続き等
- 前年度に券の交付を受けている人
 - ※令和7年5月末日までに簡易書留（郵送）でお届けします。
 - ※前年度、敬老優待のバス・タクシー券等を交付の人は、敬老優待共通券を郵送します。
- 今年度75歳になる人
 - バス優待乗車証等のご案内と回答ハガキをお送りしています。
 - 4月18日（金）までに回答ハガキで

回答した人	手続き不要
回答しなかった人	5月30日（金）以降に窓口で手続きが必要
- 前年度に券の交付を受けておらず新規で交付を希望する人、簡易書留での受け取りがなかった人、券の交換を希望する人
 - ※5月30日（金）以降に窓口で手続きが必要（※券の交換は未使用に限る・交換期間あり・下記参照）
 - 高齢者福祉課、社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、向島・瀬戸田・百島・浦崎支所、向東連絡所、御調保健福祉センターの窓口で交付します。

高 齢 者	
対 象	○今年度75歳以上になる人（昭和26年4月1日以前に生まれた人）
発送時期	5月下旬予定 （※使用開始は6月1日～）
交付期間	5月30日（金）～令和8年3月31日（火）9:00～16:30（土・日・祝日を除く）
交付するもの	※①②のいずれか一つを交付します。
	① ○ おのみちバス優待乗車証 おのみちバスに限り、乗車1回の乗車につき30円をお支払いいただきます。年間で使用できます。ただし、因島線・瀬戸田線・松永線では使用できません。 ※現在、有効期限が令和8年5月31日までの「桃色」の乗車証をお持ちの人は、そのまま使用してください。 ② ○ 尾道市敬老優待共通券（バス・船・タクシー・入浴・あん摩 共通券） 100円券の100枚綴り（1万円分）。尾道市と契約した業者において、料金の範囲内で使用できます。 ①バス・船：1回の乗車につき何枚でも使用できます。 ②タクシー：1回の乗車につき上限5枚（500円分）まで使用できます。 ③入浴：1回につき上限3枚（300円分）まで使用できます。 ④あん摩・マッサージ等：1回につき上限10枚（1,000円分）まで使用できます ※有効期間は令和8年5月31日まで。 ※因島重井町細島地区に住所がある人のみ、公営渡船乗船券を選択できます。
持参物 ※窓口で手続きが必要な人。	○ 本人確認できるもの（マイナンバーカード、保険証又は資格確認証等） ○ 印鑑（スタンプ印不可） ※代理の人が手続きする場合も、上記2つを持参。 ※券の交換は、上記2つに加え、未使用の券を持参。 ※交換期間：①「桃色」のおのみちバス優待乗車証から②共通券等への交換 令和7年5月30日（金）～令和7年6月30日（月） ②共通券等から①「桃色」のおのみちバス優待乗車証への交換 令和7年5月30日（金）～令和8年3月31日（火）
問い合わせ	高齢者福祉課（☎0848-38-9137） 因島総合支所因島福祉課（☎0845-26-6209） 御調保健福祉センター（☎0848-76-2235） 向島支所しまおこし課（☎0848-44-0111） 瀬戸田支所住民福祉課（☎0845-27-2209）

!

ご注意ください

- 交付された券は、本人以外には使用できません。
- 他人に譲渡したり、他人から譲り受けた券を使用するなど不正使用があったときは回収します。
- 高齢者かつ障がいのある人には、どちらか一方の券しか交付できません。